

# 子育てに係るポジティブイメージの浸透と子育て支援制度の 更なる周知に係る要因分析・施策検討業務委託仕様書（案）

## 1 業務の名称

子育てに係るポジティブイメージの浸透と子育て支援制度の更なる周知に係る要因分析・施策検討業務

## 2 業務の目的

「子供を持つことへのネガティブなイメージが先行している。」「子育て支援制度はあるが知られていない。」といった県民意見を踏まえ、子育てに係るポジティブイメージの浸透と子育て支援制度の更なる周知に係る要因分析を行うとともに、対応策に係る施策検討を行う。

## 3 業務委託期間

契約締結日から令和7年10月31日まで

## 4 業務の内容

### (1) 分析内容に係る事項

子育てに係るポジティブイメージへの転換・子育て意向の改善、子育て支援制度の更なる周知へ向けて、ネガティブなイメージが先行している要因及び支援制度が活用されていない要因を分析するとともに、態度変容が実現可能なロジックの構築とその対応策に係る施策検討を行う。

要因分析、施策検討にあたっては次のア～オの事項に留意すること。

ア 子育てに対してネガティブなイメージを抱くこととなった背景や環境を分析（テレビ・SNS・新聞報道等）

イ 子育てへのイメージに関して、当事者世代に影響を与えている対象（親・企業・メディア・インフルエンサー等）に係る分析

ウ 年齢層や性別、当事者の状況によるネガティブなイメージの相違を踏まえたターゲットごとの比較分析

エ 上記ア～ウの分析結果に基づき、ターゲットごとに、ネガティブイメージを持つこととなった要因の整理

オ 子育て支援情報の主な入手先や、支援者や相談先を知っていながら相談しない理由についての分析

カ ポジティブイメージの浸透について評価のできる指標や目標値の検討  
（例）結婚や子育てにポジティブなイメージを持っている若者の割合など

### (2) 分析・施策検討手法に係る事項

分析・施策検討にあたっては、次の事項に留意し手法を検討すること。

なお、次のア～エに定める事項は例示であり、効果的と考えられる手法等を自由に提案することを妨げるものではない。

ア 事前分析

○ 本調査に向けた先行研究や過去の調査結果等の収集による仮説構築すること。

- 仮説構築時には直近1年以内のSNS上の投稿内容について、子育てに関するネガティブな印象を助長するものや・ポジティブな印象を促進する個別の投稿のピックアップ及び分析を行い（ソーシャルリスニング）、仮説構築すること
- 前項のソーシャルリスニングにおいて、ツールやアカウントは受託者側で用意すること。

#### イ 仮説構築（定性調査）

- アで構築した仮説をもとに、グループインタビュー、デプスインタビュー等を実施し、定量調査に向けた仮説を更新すること。
- ※ 調査票の設計に当たっては、調査対象、サンプル数、設問について県と調整すること。
- ※ 受託者は、仮説構築にあたって必要なサンプル数を提案すること（最低でも10名以上は確保すること）。

#### ウ 分析調査（定量調査）

- イで更新した仮説に基づき、調査を設計すること。
- ※ 調査票の設計に当たっては、調査対象、サンプル数、設問について県と調整すること。
- ※ 受託者は、分析にあたって必要なサンプル数を提案すること（本県の子育て支援情報の認知状況を把握するため、広島県の18～39歳の若年層で最低でも1,000サンプル以上は確保すること）。

#### エ 調査報告・施策提案（最終報告）

- ネガティブイメージが先行している要因や支援制度が活用されない要因について、年代別、就業形態別、家族構成別など様々な観点で分析すること。
- その他、要因分析や施策検討のために効果的な分析軸を提案し、クロス分析を行うこと。
- クロス集計だけではなく、多変量解析を行って要因の影響度の強さを測定すること。
- 分析結果をもとに対処策に係る提案を行うこと。

【実施スケジュール（予定）】※予定は目安であり、県と調整して決定する。

ア 事前分析：5月下旬（0.5カ月程度）

イ 仮説構築（定性調査）：6月（1ヶ月程度）

ウ 分析調査（定量調査）：7月～8月上旬（1.5ヶ月程度）

エ 調査報告・施策立案（最終報告）：8月下旬～9月上旬（1ヶ月程度）

オ 業務完了手続：9月下旬以降

## 5 留意事項

- (1) 受託者は、業務の実施に伴い知り得た県及び関係機関の機密情報並びに業務の運営上取り扱う個人情報、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に管理すること。また、業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、県と調整を行う責任者を明らかにすること。
- (3) 受託者の総括責任者は、データ分析・評価、調査研究等に関して十分な見識と業務実績や勤務実績がある者とし、本事業について、本県との調整や協議、本県への助言、提案、支援等に応じるものとする。

- (4) 要因分析と施策検討の一貫性が担保できるよう、本業務に関わる調査設計・分析設計および施策検討の両方に精通しているメンバーを参画させること。
- (5) 本県との協議、打合せは勤務時間内に行うこととし、また、定期的な協議打合せは契約の範囲内において随時対応するものとする。仮説構築や調査設計において共通認識をもち、遅滞なく円滑に業務を遂行するために、業務期間中、最低でも月に1回以上は協議ができるような体制を整えておくこと。
- (6) その他、業務の実施に際し、県の要請に速やかに応じること。

## 6 秘密の保持

- (1) 本業務に関し、受託者から県に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。
- (2) 本業務に関し、受託者は、県から提供により受領又は閲覧した資料等について、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た県・参加者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

## 7 成果物

- ・ 事前分析結果報告書
  - ・ 仮説構築（定性調査）結果報告書
  - ・ 分析調査（定量調査）結果報告書
  - ・ 最終報告書（施策検討を含む。）
- ※ それぞれ原本1部及び電子データ
- ※ それぞれの調査に係る調査票、回答ローデータ、単純集計表（自由回答含む。Excel形式。）クロス集計表（エクセル形式）、インタビュー調査等の議事録についても電子データで納品すること。

## 8 成果品の帰属

成果品の納入場所は、広島県健康福祉局子供未来応援課（〒730-8511 広島市中区基町10番52号）とし、成果品はすべて広島県に帰属する。

## 9 その他

- (1) 受託者は、本業務の進捗状況を適宜報告し、県と調整を図ること。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、直ちに県と協議・調整を行うこと。
- (3) 本仕様書に関して疑義が生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、両者協議の上、これを解決するものとする。